

消防団等地域防災力の充実強化

1. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

(1) 消防団の現状と課題

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きい。

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、多くの消防団員が出動している。消防団員は、災害防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が懸念されており、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められている。さらに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」においては、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うこととされている。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保

のために果たす役割はますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

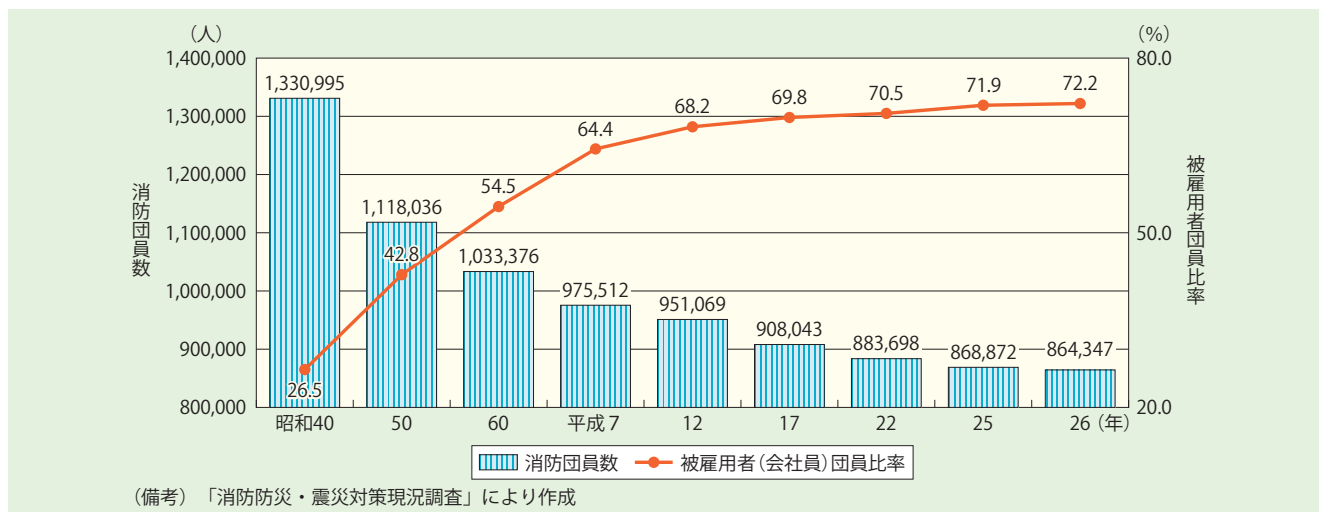
ア 消防団員数の減少

消防庁では、平成15年12月の消防審議会答申を踏まえ、消防団員数を全国で100万人以上（うち女性消防団員数10万人以上）確保することを目標としており、消防団員確保の全国的な運動を展開してきたが、消防団員数は年々減少しており、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の91万9,105人に比べ5万4,758人、6.0%減少し、86万4,347人となっていることから、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要がある（特集2-1図）。

イ 消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の69.8%に比べ2.4ポイント増加し、72.2%となっており、消防団員の被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（特集2-1図）。

特集2-1図 消防団員の被雇用者化の推移



ウ 消防団員の平均年齢の上昇

消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳となっており、毎年少しずつではあるが、消防団員の平均年齢の上昇が進んでいることから、若者や大学生・専門学校生の入団促進を図っていく必要がある（特集2-2図）。

エ 女性の採用

女性消防団員数は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の1万3,148人に比べ8,536人、64.9%増えて、2万1,684人となっており、消防団員総数が減少する中、その数は年々増加している（特集2-3図）。

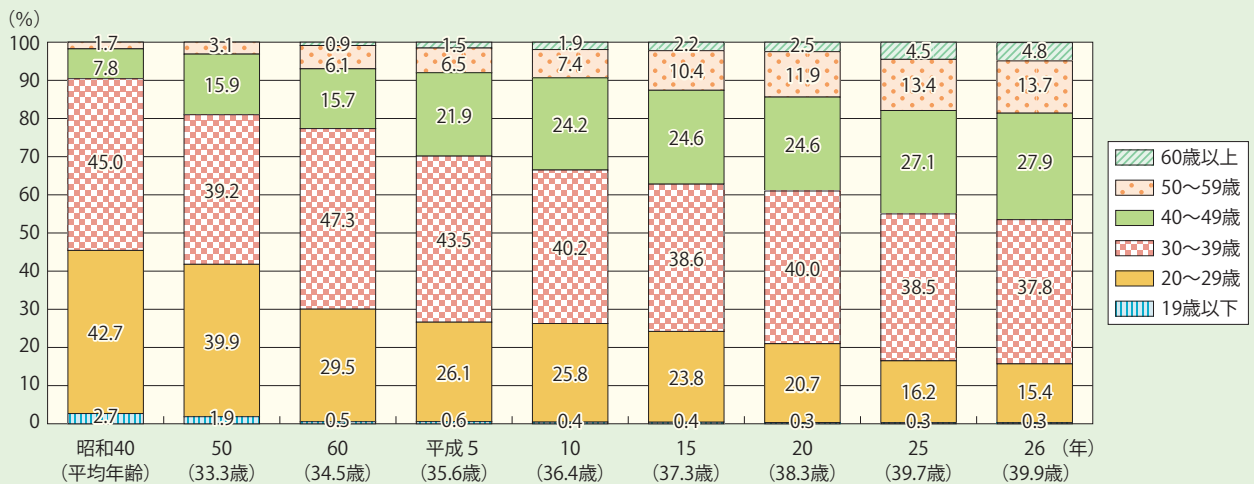
しかしながら、女性消防団員がいる消防団は全消防団の61.6%にとどまっている。近年、火災予防

の啓発や応急手当指導等の女性消防団員の役割はますます高まってきており、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害においても、広島市の女性消防団員が避難所の運営支援活動等に従事し、高い評価を受けた。女性消防団員がいない消防団では今後、入団に向けた積極的な取組が必要である。

（2）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

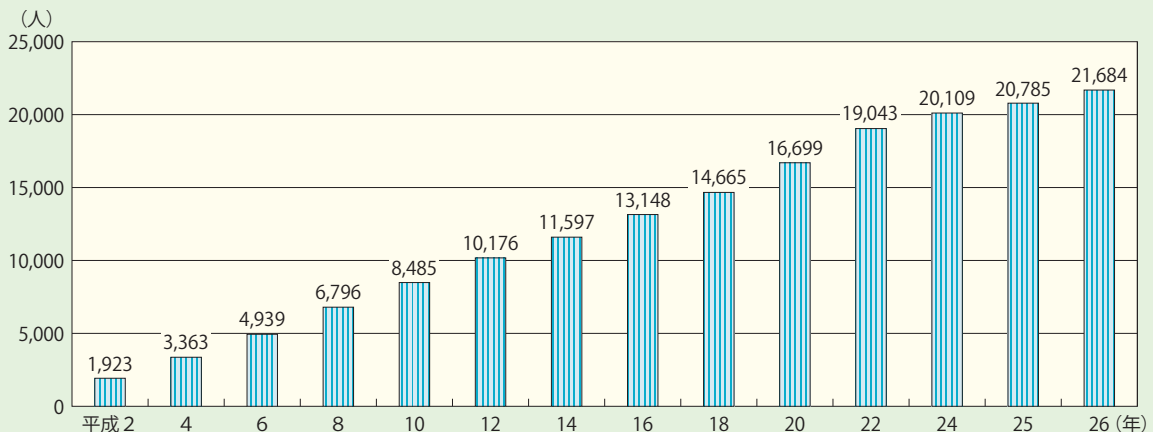
平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）（以下「消防団等充実強化法」という。）が成立した。この法律は、東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少

特集2-2図 消防団員の年齢構成比率の推移



（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 昭和40、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

特集2-3図 女性消防団員数の推移



（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

特集2-4図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

（1）消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

（2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることにかんがみ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定された。

この法律においては、〔1〕地域防災力の充実強化に関する計画の策定、〔2〕全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、〔3〕国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、〔4〕公務員の兼職の特例、〔5〕事業者・大学等の協力、〔6〕消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、〔7〕地域における防災体制の強化について規定されている（特集2-4図）。

2. 法律制定を受けた消防庁における取組状況

（1）消防団充実強化対策本部の設置

消防団等充実強化法を受け、消防庁では平成25年12月24日に、「消防団充実強化対策本部」を設置

し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを行っている。

（2）消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日及び平成26年4月25日の2度にわたり、総務大臣から都道府県知事及び市区町村長あてに、消防団入団促進に関する書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼を行った（特集2-5図）。

イ 事業者の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度より導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び自治体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集2-6図）。

特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実と資すると同

消防団の更なる充実について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のために日々御尽力されていることに、心より敬意を表します。

昨年十一月八日には、消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の確保、特に地方公務員の入団促進の取組に、より一層の御尽力をお願いする書簡を出させていただきました。これまでの御対応に感謝申し上げます。

さて、昨年十二月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、総務省は、消防団の充実強化に全力を挙げて取り組んでおります。

消防団の処遇改善につきましては、政令改正により、本年四月から退職報償金を一律五万円引き上げることといたしましたので、各市町村におかれましては的確な措置をお願いします。また、多くの市町村で報酬・手当の支給額が交付税単価を下回る現状であることから、この点を踏まえて適切に予算措置等を講ずるよう、引き続きの御対応をお願いします。

消防団の装備につきましては、本年二月七日に消防団の装備の基準を抜本的に改正し、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品の充実を図るとともに、この改正に対応して、装備に対する地方交付税を大幅に増額しました。また、消防学校の教育訓練の基準を本年三月二十八日に改正し、消防団中堅幹部の現場指揮の対応能力の向上を図るカリキュラムとしております。

今年度は、消防団発足百二十周年の年であり、特に、

減少を続ける消防団員の確保は現下の最重要課題であります。これまで、女性や大学生など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入、消防団協力事業所表示制度の活用、地方公務員の入団促進等について取り組んでいただいております。本年二月には、多くの消防団員を増加させた消防団や、消防団活動において特に顕著な功績をあげた消防団など二十二消防団に、私からの感謝状を贈呈させていただきました。

本年度は、昨年成立した新法の実質的なスタートの年です。この法律の趣旨を踏まえ、私としても、消防行政の充実にも更なる努力をしてまいりますので、より一層、貴職の御協力をいただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

敬具

平成二十六年四月二十五日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿

(※市区町村長に対するものも同内容)

時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

また、平成25年12月13日、日本郵便株式会社に対し、消防団活動への参加促進を依頼するとともに、平成26年1月24日、各地方公共団体に対し、郵便局への働きかけを依頼した。

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日、文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを依頼した。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障が

あるときを除き、これを認めなければならないとされ、また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、消防団等充実強化法第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）等が制定されたところであり、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけている。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけている。

オ 総務大臣からの感謝状の授与

平成26年6月24日、平成26年4月1日現在の消

特集2-6図 消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)



消防団協力事業所表示制度導入状況等
(平成26年4月1日現在)

※調査対象:1,720市町村

- 表示制度を導入している市町村 1,046市町村(60.8%)
- 消防団協力事業所数

市町村協力事業所数	10,425事業所
消防庁協力事業所数	741事業所

自治体による支援策の実施状況(平成26年4月1日現在)

〈都道府県 23府県〉

- ①減税 2県
 - ・法人事業税等の減税(長野、静岡)
- ②入札 20県
 - ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島)
- ③その他 6府県
 - ・県知事感謝状の贈呈(山梨、長野、兵庫、徳島)
 - ・中小企業制度融資(島根)
 - ・認証地域貢献企業からの物品調達(京都)

〈市町村 152市町村〉

- ①入札 149市町村
 - ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 4市
 - ・消防団協力事業所報償金(秋田県能代市)
 - ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)
 - ・広報誌広告掲載料の免除(新潟県糸魚川市)
 - ・協力事業所の表彰(鹿児島県垂水市)

防団員数の速報値を取りまとめ、消防団員数が相当数増加した団体等19の消防団に対して総務大臣から感謝状を授与した。

(3) 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円(最低支給額20万円)の引上げた。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、平成25年4月1日現在で27団体あった無報酬団体については、平成27年度に解消される見込みとなった。

(4) 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置の大幅な拡充を行った(特集2-7図)。

イ 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の整備

平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を整備し、訓練を実施することとしている。

(5) 教育・訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、消防団において分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、「消防学校の教育

特集2-7図 消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年2月7日公布)

主な改正内容

- **双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実(トランシーバー)**
災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備
- **消防団員の安全確保のための装備の充実(安全靴、ライフジャケット等)**
風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備
- **救助活動用資機材の充実(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)**
救助活動等に必要の自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として拡充強化した(特集2-8図)。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を計画的に整備することにより、消防団員の教育・訓練を支援することとしている。

3. 充実強化に向けた今後の取組

(1) 消防審議会中間答申

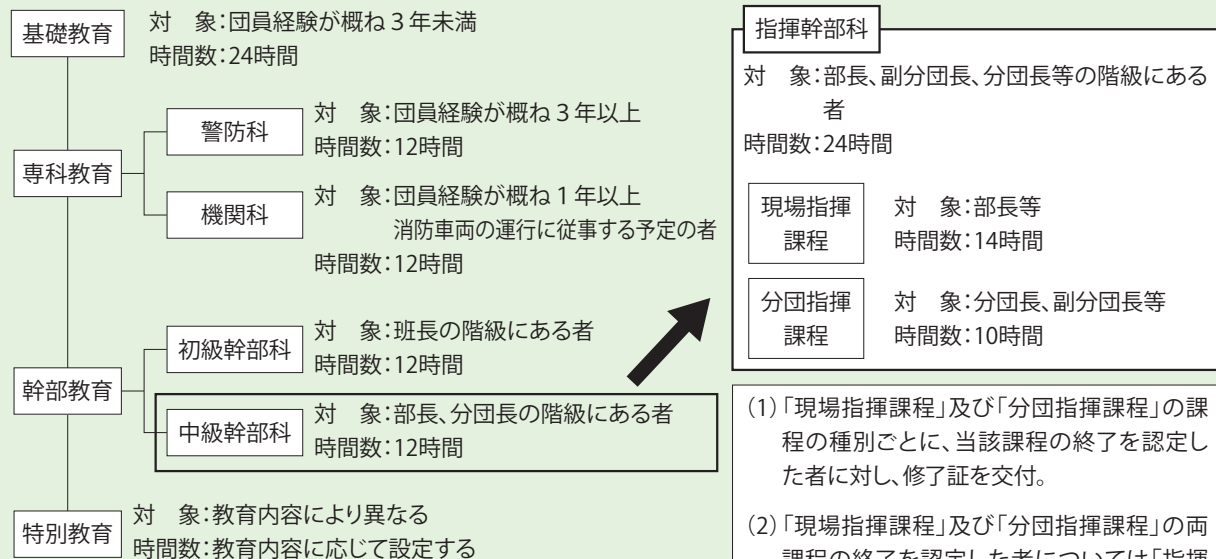
消防庁は、平成26年1月に発足した第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、消防審議会

特集2-8図 消防団員に対する教育訓練基準の見直し

改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年3月28日公布)

改正概要



〈中間答申の位置付け〉

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

〈主な提言内容〉

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1,720団体中約670)に対する**制度導入**の徹底 ※交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている**消防団協力事業所に対する税制優遇措置**の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- **在勤者の入団を認めていない市町村**において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- **自衛消防組織の要員等**に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- **通学先の市町村**でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への**就職活動用の推薦状等の発出**を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- **退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設**等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- **消防団員に対し身分証ともなるカードを発行**し、店舗等での提示により、**消防団員が優遇を受けられる仕組み**の展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による**国民会議体を構築し、国民運動を展開**するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

において、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が行われてきたところ、平成26年7月3日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が出された(特集2-9図)。

この中間答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられた。消防庁においては、この中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていくこととしている。

(2) 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」
(平成26年8月29日開催)

地域防災力は、消防団をはじめ、住民、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブ等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力することによって確保されるものであり、官民を挙げてその充実強化を図る必要がある。

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、日本消防協会の主催により、民間事業者をはじめ勤めている方、若者や女性など、国民各界各層の幅広い参加を得て、平成26年8月29日に「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催された。今後は、このような取組が各地域に展開されるよう施策を実施することとしている。

4. その他引き続き実施すべき施策

(1) 女性の入団推奨

地域の安心・安全の確保に対する住民の関心の高まりなどの要因により、消防団活動も多様化し、住宅用火災警報器の設置促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されている。年々増加している女性消防団員を更に増加させるため、女性消防団員10万人の確保を目指して女性の入団を推奨している。

いまだ女性消防団員のいない市町村に対しては、入団に向けた積極的な取組を求めている。

(2) 全国女性消防団員活性化大会の開催

平成26年11月14日、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めるため、千葉県浦安市において、全国女性消防団員活性化大会を開催した。

特集2-10図 救命講習を行う女性消防団員



(3) 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施

地域における活動を推進するとともに、若手・中堅消防団員や女性消防団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を開催し、あわせて、

- ・地域に密着した模範となる活動を行っている消防団
- ・消防団員の確保について特に力を入れている消防団
- ・大規模災害時等において顕著な活動を行った消防団

に対する表彰などを実施し、その内容を取りまとめ、全国に提供している。

(4) 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置付け、消防団員募集ポスターやリーフレットの作成・配布を行い、消防団員募集についての積極的な広報の全国的な展開を図っている（特集2-11図、特集2-12図）。

特集2-11図 消防団員募集ポスター



特集2-12図 消防団員募集リーフレット



(5) 消防団活動のPR

ア 「消防団のホームページ」の運用

消防庁における最新施策や最新情報等を掲載し、



消防団のホームページ

消防団活動のPRに努めている。

(URL : <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

イ 雑誌等を活用した広報

特に女性や若者をターゲットとした「雑誌広告」等を活用し、消防団への理解促進及び入団促進の広報に努めている。

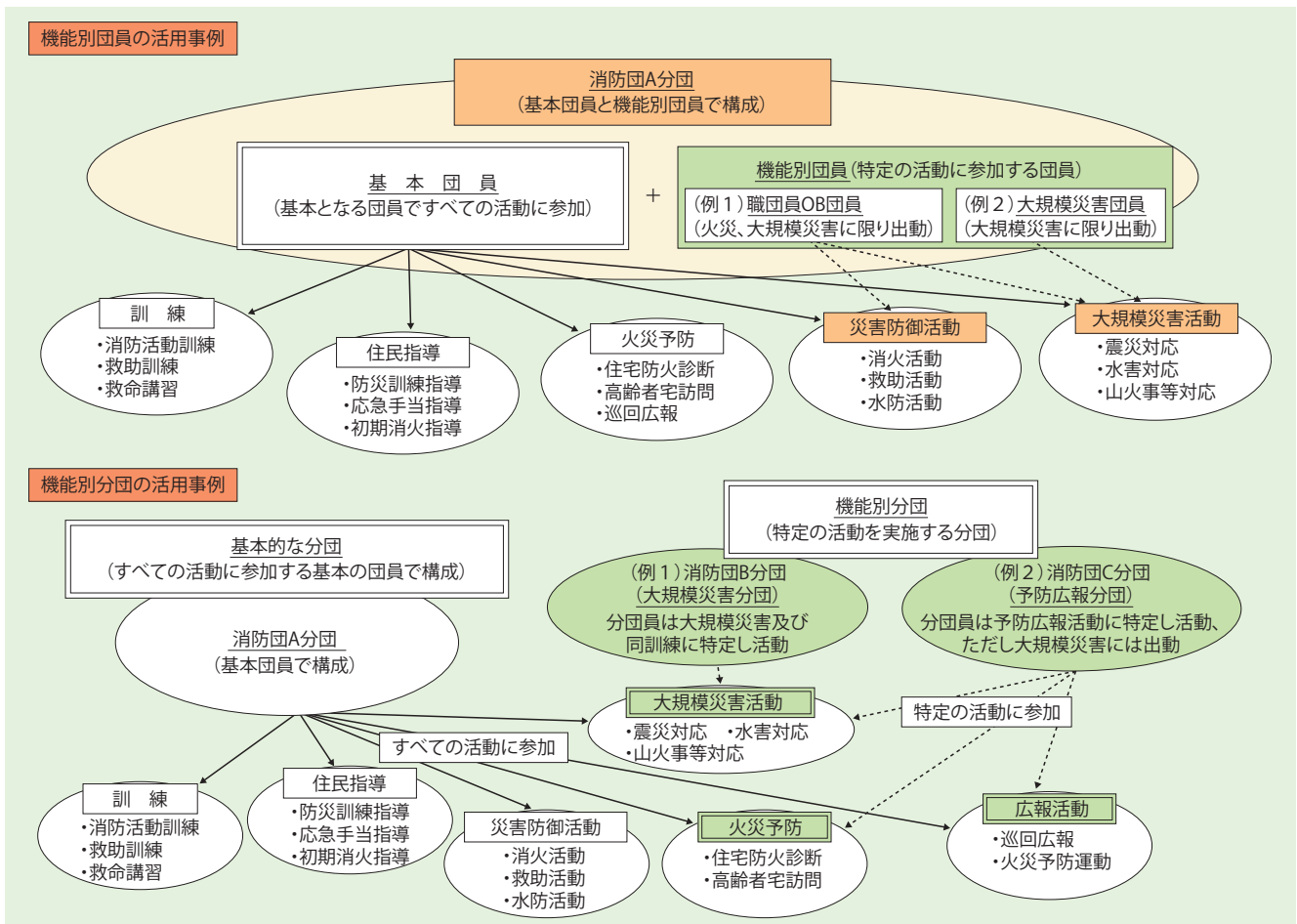
(6) 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入

すべての災害・訓練に出動する消防団員(以下「基本団員」という。)を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な消防団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、次の多様化方策を導入した(特集2-13図)。

ア 機能別団員(特定の活動、役割のみに参加する団員)制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度である。

特集2-13図 機能別団員及び機能別分団の概要



イ 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）制度

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

ウ 休団制度

消防団員が出張、育児等で長期間にわたり、活動することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定し、休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

エ 多彩な人材を採用・活用できる制度

条例上の採用要件として年齢・居住地等を制限している場合は、条例の見直しにより幅広い層の人材

が入団できる環境の整備を図ったり、年間を通じての募集・採用の実施が必要である。

（7）消防団員確保の支援体制の構築

消防団員の減少に歯止めを掛けるために、消防団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、消防団員の確保の具体的な助言、情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月から運用しており、平成26年11月現在、29人のアドバイザー（うち女性11人）が全国で活躍している。

（8）全国消防操法大会の開催

平成26年11月8日、消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、東京臨海広域防災公園において、第24回全国消防操法大会を開催した。